

一 稚内ブランド認定申請の募集について 一

稚内ブランド推進協議会では、稚内の豊かな自然から生まれる豊富な水産や農畜産物、また、これらの資源を活かして生産された産品を『稚内ブランド』として認定し、広く国内外へ情報発信することにより、稚内産の物産品の知名度向上及び販路拡大、観光客誘致に繋げ、稚内のイメージアップを図るとともに地域経済・産業の活性化を目指すことと致しました。

このことにより、「稚内ブランド」の認定にかかる申請を下記のとおり募集しますので、「稚内ブランド認定要領」等などを参考の上、申請してください。

記

1.募集期間

平成 25 年 11 月 1 日（金）～平成 25 年 12 月 5 日（木）

2.申請資格

稚内市内に本社又は事業所があり、食料品製造・加工及び販売している事業者であって、市税の滞納がない者を対象とします。

3.対象となる商品

稚内ならではのもの、稚内らしいもの、稚内をイメージできる飲食料品で、下記の条件のどちらかを満たしているものとします。（※申請調書に下記のA・Bどちらに該当するか記載してください）

- A. 主原料に稚内産もしくは北海道産の素材を使用し、生産・製造・販売に至るまでの間に市内事業者が深く関わっているもの
- B. 主原料が稚内産もしくは北海道産ではないが、かつて稚内産のものが相当のシェアを占めていたなどの歴史的背景があり、かつ、その加工について、原材料の仕入れから製品化までを一貫して稚内において行っているもの

4.申込品数

応募できる商品は、一事業者につき 2 品までとします。（ブランド認定品を除く）

5.申込方法

申請用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添えて稚内ブランド推進協議会（事務局：稚内市役所建設産業部水産商工課）まで提出して下さい。（持参又は郵送）

申込様式、認定要領は、稚内ブランド推進協議会 HP からダウンロードすることができます。また、市役所水産商工課にも用意しております。（一品毎に申請書を作成）

6.認定方法

募集期間終了後、稚内ブランド推進協議会は、稚内ブランド認定審査会へ付託し、認定基準に基づいた審査会を開催します。

審査会は 1 月下旬を予定しており、書類・試食審査及び申請者によるプレゼンテーション方式により審査します。

7.認定基準

原材料、味覚、安全・信頼性、生産体制、地域性、商品へのこだわりなどに対する基準を設け、審査します。

8.認定

稚内ブランド認定審査会の審査結果を受け、稚内ブランド推進協議会が認定します。(2月予定)
認定された商品は、稚内ブランド推進協議会が作成するパンフレットや、当協議会や各関係機関のHP、メディア、旅行雑誌等のほか、各種イベントへの出品、道内外物産展で積極的に周知します。

また、認定された商品を扱う事業者については、イベントや物産展等への積極的な参加に努めていただきます。

なお、認定商品には稚内ブランド協議会が作成する認定シール、またはパッケージへの刷り込み用データを無償で提供致します。(※シールについては数量限定)

※認定された商品の有効登録期間は3年間とし、一商品につき初年度10,000円の認定登録料が必要となります。(2年目以降は5,000円)

9.問い合わせ先

稚内ブランド推進協議会 (<http://www.wakkanai-brand.jp>)

事務局：稚内市役所建設産業部水産商工課

住所：稚内市中央3丁目13番15号

TEL：23-6467

FAX：23-7999

E-mail：suisansyoko@city.wakkanai.hokkaido.jp